

わが国における資金収支表と キャッシュ・フロー計算書の検討

A Study on Shikinsyushi-Hyou and Cash Flow Statements in Japan

澤 村 隆 秀*

Takahide SAWAMURA

目 次

- I. はじめに
- II. 資金収支表
- III. キャッシュ・フロー計算書
- IV. おわりに

I. はじめに

わが国では、キャッシュ・フロー情報の開示はキャッシュ・フロー計算書により行われている。このキャッシュ・フロー計算書は、1998年3月に公表された連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書に規定される計算書であり¹⁾、連結キャッシュ・フロー計算書の作成は1999年4月1日以降開始する事業年度から実施されている。この連結キャッシュ・フロー計算書は、1997年6月に公表された連結財務諸表制度の見直しに関する意見書²⁾において、従来、有価証券報告書および有価証券届出書の「経理の状況」において財務諸表外の情報として作成されていた個別ベースの資金収支表に取って代わる計算書として提言されたものである。この提言により連結ベースのキャッシュ・フロー計算書の導入が、また連結財務諸表を作成しない会社には個別ベースのキャッシュ・フロー計算書の導入が考えられた。

また、キャッシュ・フロー計算書は貸借対照表および損益計算書とならぶ基本財務諸表の一つとして位置づけられ、わが国のキャッシュ・フロー情報開示は国際的にみても1987年（昭和62年）4月に一部改正、施行された有価証券の募集又は売出等に関する省令³⁾に規定される従来の資金収支表とは比較にならないほど大幅に改善されたのである。そこで本稿では、従来作成された資金収支表と現在作成されているキャッ

*経営情報学科－会計学

Department of Business Administration and Information Science – Accounting

シュ・フロー計算書について検討することとする。

II. 資金収支表

資金収支表は、1987年（昭和62年）4月に一部改正、施行された有価証券の募集又は売出等に関する省令⁴⁾に規定される計算書である⁵⁾。この省令は、1988年（昭和63年）10月に企業内容等の開示に関する省令（以下、改正省令）⁶⁾と改められた。この改正省令は企業会計審議会第一部小委員会が1986年（昭和61年）10月に発表した証券取引法に基づくディスクロージャー制度における財務情報の充実（中間報告）（以下、中間報告）⁷⁾における審議事項のうち、「二 資金繰情報の改善の改善について」の内容を基礎としている。

中間報告では、財務諸表外の情報として従来作成されてきた資金繰表の現状から、(1)財務活動の実態が十分反映されていないこと、(2)表示面において区分表示が行われていないこと、および(3)企業間の比較可能性が十分確保されていないことなどの問題点を指摘した。なお、資金収支表の位置づけについては、資金情報のあり方が内外で評価が定まっていないという理由から、財務諸表外の情報として開示することとしている。

第1の問題点については、資金の範囲を従来の現金預金から現金及び預金並びに市場性のある一時所有の有価証券に拡大することで改善・充実できるとしている。第2の問題については、資金収支の内容を事業活動に伴う収支と資金調達活動に伴う収支とに区分表示するとしている。第3の問題点については、具体的な作成方法を明らかにするため別紙様式を示している。資金収支表は、おおむねこの別紙様式によると改正省令通達で規定された。

(1) 作成目的および資金概念

改正省令においては資金収支表作成に関する全般的な規定がなされており、次のように述べている⁸⁾。

「最近2事業年度等の年度別及び最近事業年度に係る中間会計期間（1年を1事業年度とする会社に係る年度期間に限る。）の資金収支（(b)に規定する資金収支表をいう。以下この号において同じ。）の実績を、原則として資金収支表（(c)に規定する資金収支表をいう。(f)において同じ。）の形式により記載すること。」

上記のように、明確な作成目的は明らかにされていない。資金収支表作成の全般的規定となっている。これに対して、資金概念は現金及び預金並びに市場性のある一時

所有の有価証券と明確に規定され、次のとおりである⁹⁾。

「『資金収支』とは、財務諸表等規則第15条第1号の現金及び預金（以下この号において『現金及び預金』という。）並びに同条第4号の有価証券（以下この号において『有価証券』という。）の増減をいう。」

現金及び預金には①小口現金、②手許にある当座小切手、③送金小切手、④送金為替手形、⑤預金手形、⑥郵便為替証書および振替貯金払出証書等が含まれる¹⁰⁾。市場性のある有価証券で一時所有のものとは、随時換金化される有価証券で一時的の遊資を利用するために所有するものである¹¹⁾。有価証券には、①国債証券、②地方債証券、③特別の法律により法人の発行する債券、④担保附または無担保の社債券、⑤特別の法律により設立された法人の発行する出資証券、⑥株券（端株券を含む。以下同じ。）または新株の引受権を表示する証書、⑦証券投資信託または貸付信託の受益証券、⑧外国または外国法人の発行する証券または証書で前各号の証券または証書の性質を有するもの、⑨その他政令で定める証券または証書である¹²⁾。社債券には転換社債券および新株引受権付社債券が含まれ、随時換金化される有価証券には払込金領収証および申込証拠金領収証が含まれる¹³⁾。また、市場性のある有価証券で一年以内に確実に現金化する認められるものも有価証券に含まれる¹⁴⁾。

(2) 表示区分および表示形式

資金収支表の表示区分および表示形式については、事業活動に伴う収支と資金調達活動に伴う収支との2区分表示とし、期首資金残高に当期収支を加減して期末資金残高を求める報告式―照合式を規定している。これらについて、改正省令では次のように述べている¹⁵⁾。

「『資金収支表』とは、一定期間における資金収支を事業活動に伴う収支と資金調達活動に伴う収支に区分し、これらの区分ごとに収支尻を算出するとともに、これらの収支尻の合計額を期首資金残高（当該一定期間の開始時における現金及び預金並びに有価証券の合計額をいう。）に加算して期末資金残高（当該一定期間の終了時における現金及び預金並びに有価証券の合計額をいう。）を算出する形式の表をいう。」

事業活動に伴う収支においては、事業活動に伴う収入として①営業収入、②営業外収入、③有形固定資産売却、④その他適当と認められる項目の4つ、事業活動に伴う支出として①営業支出、②営業外支出、③有形固定資産取得、④配当金、⑤その他適

当と認められる項目の5つを、資金調達活動に伴う収支においては、資金調達活動に伴う収入として①短期借入金、②割引手形、③長期借入金、④社債発行、⑤増資、⑥その他適当と認められる項目の6つ、資金調達活動に伴う支出として①短期借入金返済、②長期借入金返済、③社債償還、④その他適当と認められる項目の4つを示している¹⁶⁾。

さらに、資金収支表の様式については取扱通達で次のように規定している¹⁷⁾。

「資金収支表の様式は、おおむね昭和61年10月31日企業会計審議会第一部小委員会中間報告『証券取引法に基づくディスクロージャー制度における財務情報の充実について』における別紙様式（以下、別紙様式一筆者）によるものとする。ただし、これによることが適当でないと認められる場合には、他の適当な表示方法により記載することができる。この場合には、その旨及びその内容を注記しなければならない。」

この別紙様式における項目は表Ⅱ－1で示すように、改正省令で示されたものより詳細である。事業活動に伴う収支においては、事業活動に伴う収入で①営業収入、営業外収入として②受取利息、受取配当等収入、③その他、有形固定資産売却等収入として④有形固定資産売却、⑤投資有価証券売却、⑥貸付金（短期を含む）回収、⑦その他の収入の7つ、事業活動に伴う支出で営業支出として①原材料又は商品仕入、②人件費支払、③その他、営業外支出として④支払利息・割引料等支出、⑤その他、有形固定資産取得等支出として⑥有形固定資産取得、⑦投資有価証券取得、⑧貸付金（短期を含む）、⑨その他の支出、決算支出等として⑩配当金、⑪法人税等、⑫その他の12を、資金調達活動に伴う収支においては、資金調達活動に伴う収入で①短期借入金（手形借入金を含む）、②割引手形、③長期借入金、④社債発行、⑤増資、⑥その他の収入の6つ、資金調達活動に伴う支出で①短期借入金返済、②長期借入金返済（一年以内に返済予定のものを含む）、③社債償還、④その他の支出の4つを示している。

資金収支表の表示形式は事業収支尻に資金調達収支尻を加減し当期総合資金収支尻を示し、低価法適用に伴う評価損等調整額がある場合には加減し、これに期首資金残高を加算して期末資金残高を求めている。この関係を単純化した等式で示すと次のようになる。

当期資金増減±低価法適用に伴う評価損等調整額＋期首資金残高＝期末資金残高

この形式は、低価法適用に伴う評価損等調整額を加減しているが、報告式一照合式

表Ⅱ－１
「別紙様式」における資金収支表

項 目			金 額	項 目			金 額			
I 事業活動に伴う収支	収入	1. 営業収入	×	×	II 資金調達活動に伴う収支	収入	1. 短期借入金 (手形借入金を含む)	×	×	
		2. 営業外収入					2. 割引手形	×	×	
		(1) 受取利息、受取配当等収入	×	×			3. 長期借入金	×	×	
		(2) その他	×	×			4. 社債発行	×	×	
		小計(A)	×	×			5. 増資	×	×	
				6. その他の収入			×	×		
	支出	3. 有形固定資産売却等収入			収入合計(I)		×	×		
		(1) 有形固定資産売却	×	×	支出		1. 短期借入金返済	×	×	
		(2) 投資有価証券売却	×	×			2. 長期借入金返済 (一年以内に返済予定のものを含む)	×	×	
		(3) 貸付金(短期含む)回収	×	×			3. 社債償還	×	×	
(4) その他の収入		×	×	4. その他の支出			×	×		
小計(B)	×	×	支出合計(J)				×	×		
収入合計(C=A+B)			×	×	資金調達収支尻(K=I-J)			×	×	
II 資金調達活動に伴う収支	収入	1. 営業支出			III 当期総合資金収支尻(L=H+K)			×	×	
		(1) 原材料又は商品仕入	×	×	IV 低価法適用に伴う 評価損等調整額(M)			×	×	
		(2) 人件費支出	×	×	V 期首資金残高(N)			×	×	
		(3) その他	×	×	VI 期末資金残高(O=L-M+N)			×	×	
		2. 営業外支出			(注) 期首・期末資金残高の内訳					
	(1) 支払利息・割引料等支出	×	×							
	(2) その他	×	×							
	小計(D)	×	×							
	支出	3. 有形固定資産取得等支出								
		(1) 有形固定資産取得	×	×						
(2) 投資有価証券取得		×	×							
(3) 貸付金(短期を含む)		×	×							
(4) その他の支出		×	×							
小計(E)			×	×						
III 資金運用活動に伴う収支	収入	4. 決算支出等								
		(1) 配当金	×	×						
		(2) 法人税	×	×						
		(3) その他	×	×						
		小計(F)	×	×						
	支出合計(G=D+E+F)			×	×					
	事業収支尻(H=C-G)			×	×					
	支出	1. 現金及び預金	×	×						
		2. 市場性のある一時所有 の有価証券	×	×						
		合 計			×	×				

(備考) 上記の項目の内訳が、有価証券報告書等の他の箇所に記載されている場合は、注記により当該箇所を明らかにする。

表Ⅱ-2
資金収支表
パイオニア

(単位 百万円)

項 目		資金収支の実績				項 目		資金収支の実績			
		第40期	第41期	第41期 (61/10~ 62/3)	第42期 (62/10~ 63/3)			第40期	第41期	第41期 (61/10~ 62/3)	第42期 (62/10~ 63/3)
I 事業活動に伴う収入	1. 営業収入*	272,658	267,529	123,454	128,419	II 資金調達活動に伴う支出	1. 短期借入金 (手形借入金を含む)				
	2. 営業外収入	7,842	4,501	2,588	2,909		2. 割引手形				
	(1) 受取利息	2,979	2,891	1,775	1,563		3. 長期借入金				
	受取配当等収入	4,863	1,609	813	1,346		4. 社債発行				
	(2) その他	280,500	272,030	126,043	131,328		5. 増資				
	小計(A)						6. その他の収入				
	3. 有形固定資産売却等収入	12,050	11,551	6,148	5,321		収入合計(I)				
	(1) 有形固定資産売却	1,338	145	50	32		1. 短期借入金返済				
	(2) 投資有価証券売却	135	361	34			2. 長期借入金返済 (一年以内に返済 予定のものを含む)				
	(3) 貸付金(短期を含む)	9,852	10,835	5,953	5,216		3. 社債償還				
	回収						4. その他の支出				
	(4) その他の収入	625	208	110	73		支出合計(J)				
	小計(B)	12,050	11,551	6,148	5,321		資金調達収支戻(K=I-J)				
	収入合計(C=A+B)	292,550	283,581	132,192	136,649		III 当期総合資金収支戻(L=H+K)	8,021	3,598	△6,111	△8,850
II 事業活動に伴う支出	1. 営業支出	249,291	243,478	116,476	124,422	III 当期総合資金収支戻	IV 低償法適用に伴う評価損等調整額(M)	39	2	13	
	(1) 原材料又は商品仕入	160,793	160,825	75,863	76,396		V 期首資金残高(N)	43,837	51,819	51,819	55,417
	(2) 人件費支出	34,778	35,555	17,466	18,582		VI 期末資金残高(O=L-M+N)	51,819	55,417	45,696	46,567
	(3) その他	53,720	47,097	23,146	29,444		(注) 期首・期末資金残高の内訳				
	2. 営業外支出	110	1,283	706	963		(単位 百万円)				
	(1) 支払利息・割引料等支出	71	85	41			期 別	第40期		第41期	
	(2) その他	39	1,197	665	963			期 首	期 末	期 末	中間期末 (計画)
	小計(D)	249,401	244,762	117,183	125,385		項 目				
	3. 有形固定資産取得等支出	29,865	26,451	15,272	13,247		1. 現金及び預金	36,612	32,112	41,293*2	35,056
	(1) 有形固定資産取得	9,208	8,723	4,114	6,871		2. 市場性のある一時 所有の有価証券	7,225	19,707	14,124*3	10,639
	(2) 投資有価証券取得	620	787	443	164		合 計	43,837	51,819	55,417	45,696
	(3) 貸付金(短期を含む)	12,033	10,954	5,038	5,457						46,567
	(4) その他の支出	8,004	5,986	5,674	755						
	小計(E)	29,865	26,451	15,272	13,247						
	4. 決算支出等	5,263	8,768	5,848	6,867						
	(1) 配当金	1,653	1,650	1,645	2,474						
	(2) 法人税等	3,610	7,118	4,203	4,343						
	(3) その他				50						
	小計(F)	5,263	8,768	5,848	6,867						
	支出合計(G=D+E+F)	284,529	279,982	138,303	145,499						
事業収支戻(H=C-G)		8,021	3,598	△6,111	△8,850						

*1営業収入には「輸出為替手形割引高」を含めて表示しており、
その内訳は次のとおりである。

(単位 百万円)

項 目	期 別	第40期		第41期		第42期
		年 間	中 間	年 間	中 間	中間(計画)
輸出為替手形割引高		111,675	108,849	48,444		49,276

*2現金及び預金は「2. 主な資産・負債及び収支の内容(1)流動資産(イ)
現金及び預金」に記載している。

*3市場性のある一時所有の有価証券は「1. 財務諸表(4)付属明細表(イ)
有価証券明細表」に記載している。

である。期首資金残高でなく、当期の正味資金収支額を求めることから始めている。貸借対照表との照合は容易である。資金収支表の例示は、表Ⅱ－２のとおりである（ただし、例示した企業では資金調達活動を行っていないので、それに伴う収支はない）。しかしながら、後述するわが国の、あるいは諸外国のキャッシュ・フロー計算書にみるような営業活動によるキャッシュ・フローという区分名称は改正省令および同通達において示されていない。この点は、企業会計審議会第一部小委員会中間報告でも述べられていない¹⁸⁾。資金収支表において営業活動によるキャッシュ・フローは計算可能であるので、これを独立した項目として開示することが望ましい。

また、資金収支表では今後の資金計画等として資金収支の実績を記載した期間の経過後6ヶ月の資金計画または資金収支の実績の見込みを記載することとなっている¹⁹⁾。しかし、計画と実績との比較は実績を評価する点で重要であるが、計画値あるいは見込み値は経営者のその時点における意図を反映するもので経営活動の事実にもとづく財務情報とは異質のものである。計画値または見込み値と実績値を同一の計算書で開示することは妥当でない。

Ⅲ. キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フロー計算書は、1998年3月に公表された連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書（以下、意見書）に規定される計算書である²⁰⁾。連結キャッシュ・フロー計算書の作成は1999年4月1日以降開始する事業年度から実施されている。すなわち、2000年3月期決算以降作成されるようになった。この連結キャッシュ・フロー計算書は、1997年6月に公表された連結財務諸表制度の見直しに関する意見書²¹⁾において、従来、有価証券報告書および有価証券届出書の「経理の状況」において財務諸表外の情報として作成されきた個別ベースの資金収支表に取って代わる計算書として提言されたものである。この提言により連結ベースのキャッシュ・フロー計算書の導入が、また連結財務諸表を作成しない会社には個別ベースのキャッシュ・フロー計算書の導入が考えられた。1997年12月に連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書（公開草案）が公表されている²²⁾。連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書の公表と同時に1998年3月に中間連結財務諸表等の作成基準の設定に関する意見書²³⁾が公表され、中間連結キャッシュ・フロー計算書が2000年9月期決算より導入されることとなった。

このキャッシュ・フロー計算書は貸借対照表および損益計算書とならぶ基本財務諸表の一つとして位置づけられており、一会計期間におけるキャッシュ・フローの状況を活動区分別に報告するとしている。これにより、わが国のキャッシュ・フロー情報開示は国際的にみても従来の資金収支表とは比較にならないほど大幅に改善されたの

である²⁴⁾。

(1) 作成目的および資金概念

キャッシュ・フロー計算書の作成目的は一会計期間におけるキャッシュ・フローの状況の報告であるとし、連結キャッシュ・フロー計算書作成基準において次のように述べている²⁵⁾。

「連結キャッシュ・フロー計算書は、企業集団の一会計期間におけるキャッシュ・フローの状況を報告するために作成するものである。」

キャッシュ・フロー計算書の資金概念については、資金収支表で用いられた現金及び預金並びに市場性のある一時所有の有価証券にみられた問題点、すなわち資金概念が広範であり、資金管理活動の実態を反映しない点を考慮して現金及び現金同等物と明確に規定した。現金は手許現金および要求払預金とし、要求払預金には①当座預金、②普通預金、③通知預金が含まれるとしている。現金同等物は容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期投資とし、①取得日から満期日または償還日までの期間が3ヶ月以内の短期投資である定期預金、②譲渡性預金、③コマーシャル・ペーパー、④売戻し条件付現先、⑤公社債投資信託を含むとしている²⁶⁾。意見書では、現金同等物に含まれる範囲は経営者の判断に委ねるとし、取得日から3ヶ月以内に満期日または償還日が到来する短期的投資を一例に掲げている。

(2) 表示区分および表示形式

キャッシュ・フロー計算書の表示区分は、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フローおよび財務活動によるキャッシュ・フローの3区分としている。

営業活動によるキャッシュ・フローは営業損益計算の対象となった取引のほか、投資活動および財務活動以外の取引によるキャッシュ・フローを記載するとして、連結キャッシュ・フロー計算書作成基準注解において以下の項目を示している²⁷⁾。

1. 商品および役務の販売による収入
2. 商品および役務の購入による支出
3. 従業員および役員に対する報酬の支出
4. 災害による保険金収入
5. 損害賠償金の支払

意見書において、営業活動によるキャッシュ・フローには商品および役務の販売により取得した手形の割引による収入等、営業活動にかかわる債権・債務から生じるキャッシュ・フローが含まれるとしている。

投資活動によるキャッシュ・フローは固定資産の取得および売却、現金同等物に含まれない短期投資の取得および売却等によるキャッシュ・フローを記載するとして、連結キャッシュ・フロー計算書作成基準注解において以下の項目を示している²⁸⁾。

1. 有形固定資産および無形固定資産の取得による支出
2. 有形固定資産および無形固定資産の売却による収入
3. 有価証券（現金同等物を除く。）および投資有価証券の取得による支出
4. 有価証券（現金同等物を除く。）および投資有価証券の売却による収入
5. 貸付けによる支出
6. 貸付金の回収による収入

財務活動によるキャッシュ・フローは資金調達および返済によるキャッシュ・フローを記載するとして、連結キャッシュ・フロー計算書作成基準注解において以下の項目を示している²⁹⁾。

1. 株式の発行による収入
2. 自己株式の所得による支出
3. 配当金の支払
4. 社債の発行および借入れによる収入
5. 社債の償還および借入金の返済による支出

意見書において、法人税等（住民税および利益に関連する金額を課税標準とする事業税を含む。）にかかわるキャッシュ・フローは、営業活動によるキャッシュ・フローに分類されるとしている。また、利息および配当金にかかわるキャッシュ・フローは、次のいずれかの方法によるとしている³⁰⁾。

1. 損益の算定に含まれる受取利息、受取配当金および支払利息は営業活動によるキャッシュ・フローの区分に記載し、損益の算定に含まれない支払配当金は財務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載する方法
2. 投資活動の成果である受取利息および受取配当金は投資活動によるキャッシュ・フローの区分に記載し、財務活動上のコストである支払利息および支払配当金は財務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載する方法

意見書において、法人税等の表示区分は営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フローおよび財務活動によるキャッシュ・フローの3区分にそれぞれ分けて記載する方法も考えられるが、課税所得を各活動に分割することは困難であると述べている。また、利息および配当金の区分表示は選択適用であるが継続適用を条件とするとしている。

連結範囲の変動を伴う子会社株式の取得または売却にかかわるキャッシュ・フローは、投資活動によるキャッシュ・フローの区分に独立の項目として示す。営業の譲受けまたは譲渡にかかわるキャッシュ・フローは投資活動によるキャッシュ・フローの区分に記載するとしている³¹⁾。連結会社相互間のキャッシュ・フローは、相殺消去しなければならないとしている³²⁾。また、在外子会社の外貨によるキャッシュ・フローは外貨建取引等会計処理基準の換算方法に準じて換算するとしている³³⁾。

表示形式については、営業活動によるキャッシュ・フローの表示方法を次のいずれかの方法によるとしている³⁴⁾。

1. 主要な取引ごとにキャッシュ・フローを総額表示する方法（以下、直接法）
2. 税金等調整前当期純利益に非資金損益項目、営業活動にかかわる資産および負債の増減、投資活動によるキャッシュ・フローおよび財務活動によるキャッシュ・フローの区分に含まれる損益項目を加減して表示する方法（以下、間接法）

営業活動によるキャッシュ・フローの表示に関して直接法と間接法の選択適用を継続適用を条件として認めた理由を意見書において、①直接法による表示方法は営業活動にかかわるキャッシュ・フローが総額で表示される点に長所が認められること。②直接法により表示するためには親会社および子会社において主要な取引ごとにキャッシュ・フローに関する基礎データを用意することが必要であり、実務上手数を要すると考えられること。③間接法による表示方法も、純利益と営業活動にかかわるキャッシュ・フローとの関係が明示される点に長所が認められることの3つが指摘されている。なお、間接法を用いる場合には、法人税等を控除する前の当期純利益から開始する形式によることとし、法人税等の支払額は独立項目で示すとしている。

営業活動によるキャッシュ・フローの表示について、直接法および間接法を用いた場合の連結キャッシュ・フロー計算書の標準的な様式は表Ⅲ－1および表Ⅲ－2に示すとおりである³⁵⁾。

表Ⅲ－1

様式1（営業活動によるキャッシュ・フローを直接法により表示する場合）

Ⅰ 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業収入	×××
原材料又は商品の仕入支出	－×××
人件費支出	－×××
その他の営業支出	－×××
小計	×××
利息及び配当金の受取額	×××
利息の支払額	－×××
損害賠償金の支払額	－×××
・・・・・・・・	×××
法人税等の支払額	－×××
営業活動によるキャッシュ・フロー	×××

Ⅱ 投資活動によるキャッシュ・フロー

有価証券の取得による支出	－×××
有価証券の売却による収入	×××
有形固定資産の取得による支出	－×××
有形固定資産の売却による収入	×××
投資有価証券の取得による支出	－×××
投資有価証券の売却による収入	×××
連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得	－×××
連結範囲の変更を伴う子会社株式の売却	×××
貸付けによる支出	－×××
貸付金の回収による収入	×××
・・・・・・・・	×××
投資活動によるキャッシュ・フロー	×××

Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー

短期借入れによる収入	×××
短期借入金の返済による支出	－×××
長期借入れによる収入	×××
長期借入金の返済による支出	－×××
社債の発行による収入	×××
社債の償還による支出	－×××
株式の発行による収入	×××
自己株式の取得による支出	－×××

親会社による配当金の支払額	－×××
少数株主への配当金の支払額	－×××
・・・・・・・・	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	×××
V 現金及び現金同等物の増加額	×××
VI 現金及び現金同等物期首残高	×××
VII 現金及び現金同等物期末残高	×××

表Ⅲ－2

様式2（営業活動によるキャッシュ・フローを間接法により表示する場合）

I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	×××
減価償却費	×××
連結調整勘定償却額	×××
貸倒引当金の増加額	×××
受取利息及び受取配当金	－×××
支払利息	×××
為替差損	×××
持分法による投資利益	－×××
有形固定資産売却益	－×××
損害賠償損失	×××
売上債権の増加額	－×××
たな卸資産の減少額	×××
仕入債務の減少額	－×××
・・・・・・・・	×××
小計	×××
利息及び配当金の受取額	×××
利息の支払額	－×××
損害賠償金の支払額	－×××
・・・・・・・・	×××
法人税等の支払額	－×××
営業活動によるキャッシュ・フロー	×××

II 投資活動によるキャッシュ・フロー（様式1に同じ）

III 財務活動によるキャッシュ・フロー（様式1に同じ）

IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	×××
V 現金及び現金同等物の増加額	×××
VI 現金及び現金同等物期首残高	×××
VII 現金及び現金同等物期末残高	×××

投資活動によるキャッシュ・フローおよび財務活動によるキャッシュ・フローの表示については、主要な取引ごとにキャッシュ・フローを総額表示としている³⁶⁾。ただし、期間が短く、かつ、回転が速い項目にかかわるキャッシュ・フローは純額表示も可能としている³⁷⁾。また、現金および現金同等物にかかわる換算差額は別個に表示している³⁸⁾。

連結キャッシュ・フロー計算書の表示形式は営業活動によるキャッシュ・フローを直接法あるいは間接法のいずれを用いたとしても、営業活動によるキャッシュ・フローと投資活動によるキャッシュ・フローと財務活動によるキャッシュ・フローの合計額に現金及び現金同等物にかかわる換算差額を加減し、当期の現金及び現金同等物の増加額（または減少額）を求め、これに現金及び現金同等物期首残高を加算して現金及び現金同等物期末残高を示す形式である。この形式は資金収支表と同様に報告式一照合式であり、この関係を単純化した等式で示すと次のようになる。

$$\text{当期資金増減} + \text{期首資金残高} = \text{期末資金残高}$$

連結キャッシュ・フロー計算書には次の事項を注記しなければならないとして、5つの注記事項を示している³⁹⁾。

1. 資金の範囲に含めた現金および現金同等物の内容ならびにその期末残高の連結貸借対照表科目別の内訳
 2. 資金の範囲を変更した場合には、その旨、その理由および影響額
 3. (a)株式の取得または売却により新たに連結子会社となった会社の資産・負債または連結子会社でなくなった会社の資産・負債に重要性がある場合には、当該資産・負債の主な内訳
(b)営業の譲受けまたは譲渡により増減した資産・負債に重要性がある場合には、当該資産・負債の主な内訳
 4. 重要な非資金取引
 5. 各表示区分の記載内容を変更した場合には、その内容
4. の重要な非資金取引の例示として、①転換社債の転換、②ファイナンス・リー

表Ⅲ－３
連結キャッシュ・フロー計算書
日産自動車

区 分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成16年 4 月 1 日 至 平成17年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月31日)
		金 額 (百万円)	金 額 (百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益		793,233	809,041
減価償却費（リース車両除く固定資産）		356,915	398,772
減価償却費（長期前払費用）		11,665	20,058
減価償却費（リース車両）		157,346	236,572
減損損失		—	26,827
貸倒引当金の増加額（又は減少額）		△6,464	4,561
投資勘定の評価減		128	212
受取利息及び受取配当金		△16,274	△21,080
支払利息		73,220	104,265
有形固定資産売却益		△24,038	△16,742
有形固定資産廃却損		20,115	—
固定資産廃却損		—	22,213
投資有価証券売却益		△7,232	△40,223
売上債権の減少額		15,494	90,391
販売金融債権の増加額		△794,349	△311,685
棚卸資産の増加額		△108,903	△117,120
仕入債務の増加額		152,213	88,129
退職給付会計基準変更時差異		11,795	11,145
退職給付費用		65,103	63,564
退職給付引当金の取崩による支払額		△82,924	△314,349
その他		△115	13,587
小計		616,928	1,068,138
利息及び配当金の受取額		16,098	21,034
利息の支払額		△71,318	△102,219
法人税等の支払額		△192,293	△229,084
営業活動によるキャッシュ・フロー		369,415	757,869
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
短期投資の純減少額（又は純増加額）		△12,370	7,078
固定資産の取得による支出		△461,146	△471,029
有形固定資産の売却による収入		71,256	55,790
リース車両の取得による支出		△590,605	△953,285
リース車両の売却による収入		173,812	264,124
長期貸付金の増加額		△4,019	△3,549
長期貸付金の減少額		4,860	3,225
投資有価証券の取得による支出		△31,896	△23,930
投資有価証券の売却による収入		3,098	46,060
連結の範囲の変更を伴う 子会社株式の取得による支出		△1,292	—
連結の範囲の変更を伴う 子会社株式の売却による収入		7,697	4,705
子会社株式の追加取得による支出		△500	△16,020
その他		△23,930	△25,924
投資活動によるキャッシュ・フロー		△865,035	△1,112,755

区 分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
		金 額 (百万円)	金 額 (百万円)
Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の純増加額		666,191	376,048
長期借入金の増加額		1,050,841	883,548
社債の増加額		140,663	390,706
長期負債の返済・社債の償還		△1,145,534	—
長期借入金の返済		—	△809,466
社債の償還		—	△200,840
少数株主からの払込みによる収入		—	1,321
自己株式の取得による支出		△33,366	△22,208
自己株式の売却による収入		6,816	26,423
ファイナンス・リースの返済による支払額		△69,244	△76,071
配当金の支払額		△94,236	△105,661
少数株主への配当金の支払額		—	△6,487
その他		1,085	606
財務活動によるキャッシュ・フロー		521,046	457,919
Ⅳ 現金及び現金同等物に係る換算差額		4,369	11,389
Ⅴ 現金及び現金同等物の増加額		29,795	114,422
Ⅵ 現金及び現金同等物の期首残高		194,164	289,784
Ⅶ 新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	※ 2	65,825	6
Ⅷ 現金及び現金同等物の期末残高	※ 1	289,784	404,212

スによる資産の取得、③株式の発行による資産の取得または合併、④現物出資による株式の取得または資産の交換の4つが指摘されている⁴⁰⁾。

営業活動によるキャッシュ・フローを間接法により表示した連結キャッシュ・フロー計算書の例示は、表Ⅲ－3のとおりである。

Ⅳ. おわりに

本稿では、わが国におけるキャッシュ・フロー情報開示がどのように行われているかを明きらかにするため、従来作成された資金収支表と現在作成されているキャッシュ・フロー計算書を検討した。これらの検討から明らかなことは次のとおりである。

第1に、目的については、資金収支表では明確に述べられていないが、キャッシュ・フロー計算書では連結キャッシュ・フロー計算書は企業集団の一会計期間におけるキャッシュ・フローの状況を報告するために作成するものであると規定されている。

第2に、資金概念については、資金収支表では現金及び預金並びに市場性のある一時所有の有価証券としているが、キャッシュ・フロー計算書では資金収支表より狭義の概念である現金及び現金同等物として明確に規定している。

第3に、表示区分については、資金収支表では事業活動に伴う収支と資金調達活動に伴う収支との2区分表示としているが、キャッシュ・フロー計算書では営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フローおよび財務活動によるキャッ

シュ・フローの3区分としている。資金収支表では各区分に含まれる項目を列挙しているにすぎないが、キャッシュ・フロー計算書では各活動区分の内容をかなり詳細に規定している。

第4に、表示形式については、資金収支表では期首資金残高に当期収支を加減して期末資金残高を求める報告式―照合式であり、キャッシュ・フロー計算書もまた当期の増減額に期首残高を加算して期末残高を示す報告式―照合式である。この形式は資金収支表と同様である。ただし、キャッシュ・フロー計算書では営業活動によるキャッシュ・フローの表示方法を主要な取引ごとにキャッシュ・フローを総額表示する直接法と税金等調整前当期純利益に非資金損益項目、営業活動にかかわる資産および負債の増減、投資活動によるキャッシュ・フローおよび財務活動によるキャッシュ・フローの区分に含まれる損益項目を加減して表示する間接法の選択適用を認めている。資金収支表では営業活動によるキャッシュ・フローの表示はないので、大きな相違点となっている。

以上のことから、キャッシュ・フロー情報開示が資金収支表からキャッシュ・フロー計算書へと大幅に発展したことは明白である。また、このキャッシュ・フロー計算書は諸外国のキャッシュ・フロー計算書と比較しても遜色ないものである。今後、キャッシュ・フロー情報開示がわが国だけでなく諸外国でどのように展開されるか注目すべきである。

注

- 1) 企業会計審議会、連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書、1998年3月13日。
- 2) 企業会計審議会、連結財務諸表制度の見直しに関する意見書、1997年6月6日。
- 3) 大蔵省令、有価証券の募集又は売出しの届出等に関する省令、1987年一部改正、施行。
- 4) 大蔵省令、有価証券の募集又は売出しの届出等に関する省令、1987年一部改正、施行。
有価証券の募集又は売出しの届出等に関する取扱通達。
- 5) 資金収支表の研究には次のものがある。
拙稿、「資金情報開示の新動向」、山田健二、大島俊一、足達義則編著、『経営情報学への展開―変貌する経営環境と情報―』所収、成文堂、1994年、pp.98-104。
鎌田信夫、澤村隆秀稿、「資金情報の開示の実態と問題点」、『南山経営研究』（南山大学）、第3巻第3号（1988年12月）、pp.225-262。
- 6) 大蔵省令、企業内容等の開示に関する省令、1988年。
企業内容等の開示に関する取扱通達、1988年。
- 7) 大蔵省企業会計審議会第一部小委員会、証券取引法に基づくディスクロージャー制度における財務情報の充実について（中間報告）、1986年10月31日。
- 8) 有価証券の募集又は売出しの届出等に関する省令、1987年一部改正、施行、(サ)資金収支の実績、(1)最近の資金収支の実績、(a)。
- 9) 同省令、(サ)資金収支の実績、(1)最近の資金収支の実績、(b)。

- 10) 大蔵省令，財務諸表の用語，様式及び作成方法に関する規則 第十五条第一号，1985年。
財務諸表の用語，様式及び作成方法に関する規則取扱要領 第十四，1982年。
- 11) 同規則 第十五条第四号。
同取扱要領 第二十一。
- 12) 証券取引法 第二条第一項，1985年。
- 13) 財務諸表の用語，様式及び作成方法に関する規則取扱要領 第二十一。
- 14) 同取扱要領 第五十三。
- 15) 有価証券の募集又は売出しの届出等に関する省令，1987年一部改正，施行，(サ)資金収支の実績，(1)最近の資金収支の実績，(c)。
- 16) 同省令，(サ)資金収支の実績，(1)最近の資金収支の実績，(d)，(e)。
- 17) 有価証券の募集又は売出しの届出等に関する取扱通達，1987年一部改正，施行，5-10-6。
- 18) 大蔵省企業会計審議会第一部小委員会，証券取引法に基づくディスクロージャー制度における財務情報の充実について（中間報告），1986年10月31日。
- 19) 有価証券の募集又は売出しの届出等に関する省令，1987年一部改正，施行，(サ)資金収支の実績，(2)今後の資金計画等。
- 20) 企業会計審議会，連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書，1998年3月13日。
- 21) 企業会計審議会，連結財務諸表制度の見直しに関する意見書，1997年6月6日。
- 22) 企業会計審議会，連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書（公開草案），1997年12月22日。
- 23) 企業会計審議会，中間連結財務諸表等の作成基準の設定に関する意見書，1998年3月13日。
- 24) キャッシュ・フロー計算書の研究には次のものがある。
小西範幸著，『キャッシュフロー会計の枠組みー包括的業績報告システムの構築ー』，岡山大学経済学研究叢書第31冊，岡山大学経済学部，2004年，pp. 163-167。
鎌田信夫著，『キャッシュ・フロー会計の原理』，新版第2版，税務経理協会，2006年。
- 25) 企業会計審議会，連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準 第一 作成目的，1998年3月13日。
連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書，1998年3月13日。
- 26) 連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準，第二 作成基準一 資金の範囲。
連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準注解（注1），（注2）。
- 27) 同作成基準，第二 作成基準 二 表示区分。
同注解（注3）。
- 28) 同作成基準，第二 作成基準 二 表示区分。
同注解（注4）。
- 29) 同作成基準，第二 作成基準 二 表示区分。
同注解（注5）。
- 30) 同作成基準，第二 作成基準 二 表示区分。
- 31) 同上。
- 32) 同上，第二 作成基準 三 連結会社相互間のキャッシュ・フロー。
- 33) 同上，第二 作成基準 四 在外子会社のキャッシュ・フロー。
- 34) 同上，第三 表示方法 一 「営業活動によるキャッシュ・フロー」の表示方法。
- 35) 同注解（注7）。
- 36) 同作成基準，第三 表示方法 二 「投資活動によるキャッシュ・フロー」及び「財務活動によるキャッシュ・フロー」の表示方法。
- 37) 同注解（注8）。
- 38) 同作成基準，第三 表示方法 三 現金および現金同等物に係る換算差額の表示方法。

39) 同上, 第四 注記事項。

40) 同注解 (注9)。